

道その他の場合と似ていることは中島さんの報告書に御指摘の通りであります。ドイツの場合のルール炭田、或いはイギリスのドンキヤスターというものを中島さん自身が挙げておられますが、そういう或いは低地帯或いは地上に工場その他人口、家屋等が揃比しておきます場合はおのずから被害問題の深刻さと申しますか、或いは賠償の石炭の生産費の中におけるパーセンテージがおのずから違つて来ることは当然だと思ふのであります。その場合に日本の水田が炭田の上に相当したくさんあります場合には、これは日本の独特のものだと思ふのであります。それとそれから今後新しく開墾されて参ります炭田を考えますと、地上のマイニングじやないインダストリーの工業、或いは家屋等の問題は今後ますます大きくなつて参ると思ふのであります。そういう事情の違い、それから近似点等も考え合せた上でこの被害問題をどういう工合に片付けるか、これが調査の目的だつたらうと思ふのであります。そうしてその日本の実情から考へて見て、我が国の金銭賠償原則はこれに劣るということが結論の中に書いてあつて、そうして現状回復主義を第一義としてゐるようだ。結論として現状回復主義を第一義とすべきとは書いてございせん。併しながら我が国の金銭賠償原則がこれに劣るという点は明らかにこれは中島さんの調査団の意向を報告しておると思ふのであります。或いは過去に生じた歴大な被害地を如何に復旧するかに悩まされてゐる我が国の現状は、被害の技術的対策についてすでに一時代も二時代も遅れておる状態だ。この点から考えまして

この報告書で見ますというと、現状回復という問題を我が国においても考えなければならぬという意図が或いは結論に入つてゐることはこれは間違いないと思ひます。それを今度の臨時石炭被害復旧法案でどういう工合に活かすか、それからその不完全性については政務次官その他これは中島さんもお認めになつてゐると思ふのでありますが、認めた上でそれでは今後どうするか、これがこの問題になつたところだと思ふのであります。それを測量制度が発達してゐないからとか、それから今の鉄業の負担力云々というお話もございすけれども、その点についても報告書の中には中島さんすでに触れられておるところであります。そういう形をそれだけを理由にして今後の政策について逃げられることは、少くとも調査団の報告書から見ますならば、私は無責任だと思ふ。真面目に真剣にお考えになつておるところを一つ明らかにしておいて頂きたいと思ひます。

○政府委員(中島征帆君) その報告にもあります通りに、一番現在の被害賠償問題で痛感されますのは、二百三十億と言われております歴大な被害が現在残つてゐる。これが非常な問題でありまして、そのために現地におきましてはいろいろなトラブルも起り、或いは被害者の負担力というものもなかなか困難になつて来るわけでありまして、それを片付けまして普通の正常な鉱業経営の状態に若しなれば、そのときにおきましては鉱山といたしましては十分のこれからの被害に對しまして賠償もできるというところなると思ひますが、現在の状況ではそういうふうな関係からいいたしても、恐らくは十分被害賠償が行われてゐるということでは言えないところが相当あると思ふのです。従つて理想的な被害賠償制度というものを作りますには、先ず今の一種の病症であります累積した被害を片付ける、そこで初めて新しい被害賠償制度へ移行するのが適當でありまして、又そのとき初めてその問題が起きるのであります。とりあへずそれを片付けなければならぬ。片付けるには相当な年月がかかりますが、その間におきまして並行して測量制度なりその他の研究も併せていたしました上で、その経過中に将来の被害賠償方式というものを十分に検討するということで差支えない、今早急に結論を出しまして是の確なものが出るかどうかわかりません。又現在こういうふうなことで一応当面の被害問題が処理されて行くというところになりますれば、それで一応問題は片付けられるわけでございます。少くとも累積したものが片付けられる頃におきまして本當の理想的な制度を考える、これで十分間に合ふのじやないかと思ひます。調査団の報告で現状回復主義を示唆しておるような結論がありながら、私が何かそれを逃げておるやうなお話でありますけれども、決して調査団の報告といたしましてはそういうふうな方向が望ましいとか、或いはいろいろなことを申し上げておりますが、結局理想的な被害対策というものはこれは現状回復が一番よろしいということを言つてゐる。日本の現状、或いは理想的な被害賠償制度というもののについてはどういふやうにやるべきかというところは、いろいろな制度を合せて十分検討の上で結論を出さなければならぬという趣旨のこと

を、調査団の報告を書きましたときにも、又現在におきましては全然妥ていないわけでありまして、
○吉田法晴君 この問題は極めてシリアスな問題だと思ふのですが、それを日本の鉱業或いは被害という問題とまじめにとつて、そして外国の事例も参酌して、堆積しておる被害問題を解決するだけでなくして、将来起つて来る被害については根本的にどう対処するか。この態度をこれは被害者とか加害者とかでなしに、政府としてはお考えになるべきだと思ふのです。その観点からこれは調査においでになつたのもありまして、調査報告書の中に出ておる鉱業法上或いは賠償法上の問題だけでなく、被害賠償権というそれ自身だけでなく、ドイツの民法の原則もございす、日本の民法の七百九条の問題を今ここで御意見を承わろうとは思ひませんけれども、鉱業法審議の際にも現状回復か或いは金銭賠償の適用が争われた。そしてそのときに一応金銭賠償主義にはよるけれども、特別被害については考えなければならぬ、一般被害については事実の成立を待つて解決しなければならぬ。私は臨時石炭被害復旧法案というものはその法案が幾ら不完全なものであつても、或いは原則が歪められて、どこにこの一貫した原則があるのかわからんといつたしまして、一応今の中島さんの答弁を以てしても、過去の堆積した被害を片付ける鉱業回復ということがあろうとも、現状回復を或る程度実現するものであるというところは、これは間違いないと思ふのです。そうするとこの法律を作つて、そうして鉱業法を制定の際に問題になつた原則をこれから解決

をして行くのだ。原則は原則、それからそれを可能ならしめる方法はどうかということからおのずから二段になつて参ると思ひますけれども、まじめに考えておられる問題だと思ひ、又考えなければならぬ問題だと思ふのであります。これらの点について中島さんばかりでなくして政務次官もおられますが、調査団の報告にしても中島さんの個人のものでございせんし、それから今までの経緯にしても政府としてそれは當つて来られたわけですから、政務次官から一つ御答弁をお願いしたいと思ひます。
○政府委員(中島征帆君) 只今の御質問でございすが、将来の鉱業法の原則としてどういふやうな賠償形態が理想的であるかというその将来の問題を考えます場合には、法律上の問題もあり、技術上の問題もあり、経済的な問題もあるわけでありまして、例えば一つの法律上の問題をとりまして、その地上の利益というものと、それから地下の資源の採掘というものとこの利害の關係というものをどういふやうに調整するかということにつきまして、これは法律問題といたしましては、決して各国の例を見ましてまだ片付いてないわけでありまして、日本の鉱業法もこれはまあ一つの考え方をとつておりますが、ドイツやイギリスにおきましても現在一つの制度はありますけれども、やはり問題があつて十分これはまだ将来に研究しなければならぬ問題が残つておるということはいずれも關係者が言つております。決して現実の法律關係というものが理想的な状態ではないということは認めておるわけでありまして、それは非常に根

本的なむづかしい問題でありますので、これにつきましてはやはり研究すれば幾らでも考え方があつた。だから簡単に理想的な結論は出せない。又同様に技術的な問題にいたしても、鉱害を避けるための防止方法につきましても、今後採掘技術の発達によりまして相当の成績を挙げ得ると思ひますが、現在とられておる程度の技術につきましても、日本の炭鉱経営にとつてはとられないこともございます。これは技術的に申しまして、或いは経済的にもそういう制度はとり得ない、そういう制度は採用できないという面もございまして、これは現在の鉱害をだん／＼片付けることによつて、炭鉱としてもそういう方面に力を用いる余力も出て来ましようし、又できる範囲内において鉱山保安法を十分に運営いたしまして、或る程度防止ができるかと思ひます。又地上の被害の復旧の技術につきましても、これにつきましては例えば農地につきましては収獲の問題、又新しい農地調整との関連の問題、そういう問題を整つて／＼考えまして、どういふふうな復旧をどういふ場合にするべきかという結論を出すべきであります。そして、そういう根本的な問題を一応伏せたまま取りあへず鉱害を処理しようというのが現在の特別鉱害法であり、又ここに提案されております鉱害復旧法案なのであります。従つて永久的な鉱害賠償の原則を鉱業法で確立しますためには、やはりそういう点を十分検討いたしまして日本の技術をできるだけ向上し、鉱害防止のために採用できるものは全部採用する、又法律的にもいろいろ権利関係の問題につきまして、議論のあるところは十分尽しまして、

それで最終的な結論を出すということにしなければなりませんので、そういうことに対しては準備は今からすぐ始めなければならん、現実には私もそういうことを考えております。又測量制度につきましてもこれは測量ということとは、結局地上と地下との物理的な因果關係を復活させる。これが飲害問題のスタートであります。そういうことをしなければなりません。そういうスタートは、そういう点では全然と申しましようか、十分でない。こういうものはつきりつかみやすためには、やはり何年か相当の年月をかなければ出て来ないわけでありす。それらにつきましても早速制度を考える。そういうことをいろいろ併行いたして研究を続けるうちに、或る時期においてはそこではつきりした結論が出て来るだろうと思う。その時期において初めてこの飲業法上の賠償原則というものを十分検討いたしまして理想的な形を作るといふのが必要でありまして、決して私どもはこの程度の臨時措置法で以て飲害賠償を片付けてしまおうという意思でもありませんし、又飲業法上の今とられております賠償原則が最も理想的或いは適当なものであるとも考えておりません。併しどのようにやるべきかということとは、これは原状復旧が望ましいという気持がありまして、今のような各種の状況を鑑みまして、どの程度やれるかということにつきましてはやはり十分の準備を持つてやらなければなりません。又それに対する努力につきましては無論私はいたすつもりでいいます。

○政府委員(本間俊一君) お答えを申
上げたいと思います。只今中島炭政局

長から御説明、お答えを申し上げました通りに私も考えておるわけでありまして、御審議を願っております法案は、勿論調査をいたしました調査団の報告を十分基礎にいたしまして、でき上つてゐるわけでございますが、前にも申し上げました通り、只今局長から御説明いたしましたように、日本の一般の災害復旧の状況、それから石炭業者の負担、貧弱な国の財政、こういう点をも勘案いたしまして、各省と連絡をして、この程度でいいと話し合がまとまつたわけでございます。従いましてこの臨時立法によりまして、鉱害の問題が抜本的にすべて解決せられる、こういうふうなことには私ども考えておらないわけであります、いろいろの実際の未解決の問題なり、又穴のありますことも承知をいたして提案をいたしておるわけでございます。従いまして、只今申し上げたような関係だけを抽出せられまして、調査報告書を書きました責任を回避しているのじやないかという御批判は、何と申しますか、少し苛酷に過ぎるのじやないかというふうに考えております。

○委員長(竹中七郎君) 吉田君に申し上げます。奥野法制局長、西村法制意見局第三局長が御出席になつておりますから、その点参考までに一つ申し上げます。

○吉田法晴君 関連しまして一、二お尋ねしておきたいと思うのであります。この調査に行かれました意図は、調査報告書にも書いてござえますが、この臨時石炭鉱害復旧法案を立案せられるときの趣旨或いは当時の衆、参両院の意見というものを背景にしてお出しになつたということもこれは了承し

たします。それは報告書の中に出ておりますけれども、国が主体になつて鉅害復旧をやる、こういうところを探したければ、それもそれはなかつた、こういう意味のことが書いてございます。法案ができることの意味図が、調査の目的の背後にあつたこともこれは了承するのであります。そして今の御答弁を承つておりますと、相当の国費を使つて調査して来られた。その調査の結果が私は決して不まじめなものだとは思いません。併しその成果をその後でだけ法案に反映されたかという、私は余り反映されてもおらんと思うが、なお今後それでは鉅害問題についての施策を立てて行くについて、まじめに取入れられているかという、今の御答弁を以ては私は不十分だと思つてあります。あれだけの国費を使つて、その成果といふものは今後の立法施策の上に十分これは活かさるべく責任をお持ちになつてゐると私は信じております。その可能な方法については、これはいろいろ問題があるだらうと思ひます。併し施策を立てなければならん、或いは法体系を完備しなければならん責任は否定するわけに参らんとする。それは意見であります、そこで一つお尋ねいたしたいのは、行くときの趣旨から言つて、国が中心になつてやるといふのは見られなかつたが、鉅害の原状回復が第一になつてゐるということは見た。こういうことでありますが、これはこの法律の解釈に當つても、今後の立法施策についても関連して来る問題であります、この鉅害の問題、或いは鉅害の關係の報告書にもありますようなドイツ、その他のように私法的な關係として全部処理すべきであるか、或い

は言換へますと、鉦業権者なら鉦業権者が、責任を以て解決すべきであると考えておられるのか、或いは国が中心になつてやるべきであると考えておられるのか。この臨時石炭鉦害復旧法案を最初作りました際には、言われるように累積した鉦害問題であるし、或いは鉦業法審議の際のように、戦後における、或いは戦前戦後を通じているかも知れませんが、炭価の抑制という問題もあつて、国が責任を持つてやらなければならん、或いはその中心は国でなければならぬのじやないか。構想は大体臨時石炭鉦害復旧法の建前のような精神が基礎になつておつたものと思ひますけれども、そういうような考え方と、それから見て来られたドイツ、イギリスの例、それから日本の現状と考え併せて、この法律の中でそれがどういう工合に貰かれているのか。或いは今後の点については、その点についてどういふような態度で臨まれるのか、その点を承わつておきたい。

○政府委員(中島征帆君) 外国の場合におきまして、鉦害問題がすべて私法的に片附けられる、これは一つの事実であります。むしろ鉦害の問題につきましては、従つて問題は技術的な問題が多いのであります。如何にこれを防ぎ又これを如何に復旧するかというむしろ技術的な問題が鉦害問題の中心でありまして、法律問題は従つて将来の立法問題でありまして割合に少い、こういう実情であるのであります。日本の場合にはそれが違ふということが、現実には一つは、累積した鉦害があるということと、それからいふ／＼な地形その他の条件が違ふ。この二つの条件問題からいふ／＼な複雑な問題が出て

来るのでありますが、そういう外国の
実情のために恐らく外国においても
害の処理については、国が相当の経済
的な或いは法律的に乗り出して手を貸
しているのではないかと、うううな予
想を持つて参りましたところが、全然
そういうことがない。そういうお手本
があれば、早速日本にも規範を作りま
すときに参考になると思つておしまし
たが、遺憾ながら全然なかつた。その
ときの結論をいたしましては、従つて
日本においてもそういう方法はもうや
るべきでないということになつて、そ
ういうふうな完全に私法關係に委か
してしまふというためには、現実の鉄業
権者と被害者の關係が完全でない。特
に現在累積しているものを片附けなけ
れば鉄業經營そのものが正常な姿に
戻らないので、それを放つておいて全部
鉄業権者だけの責任で片附けるのは不
可能だ、というふうな結論からいたし
まして、この法律にありませんように、
國費の補助というものを引出している
わけでありませう。将来につきまして
は、やはり制度上当然に永久にこうい
うふうな補助制度というものを継続す
べきかどうかということにつきまして
は、これは十分先ほど申しましたよ
うな点を研究いたしまして、どうして
も日本の産業の基礎的条件からして、
鉄害をすべて経済的に片附けさせると
いうことは不適当だと、こういう結論
が出ました場合にはやはりその結論か
らいたしまして、それに対して国が或
る程度の援助をするというとも考え
られるわけでありまして、それが今ど
うなるかということ、現在の段階とし
て単純に結論を出すべきじやない。
十分先ほど申し上げましたような点も

考へまして結論を出すべきだ、どうし
てもこれは鉄業権者と被害者の關係だ
けではない、ということであらば、
そこで初めてこういう制度を法律化す
るといふことも出て来ると思つてあ
ります。それから問題は多少違つて参
りますけれども、どういふうな点か
この法律の中に活かされているかとい
うお話をございしますが、全般的にはそ
ういふ氣持で作られていたということ
と、それから一つの例をいたしまして
は、この事業団という構想が出てお
ります。これはこの法律の性格上極め
て範圍の狭い、弾力性の少いものにな
つておりますけれども、将来被害の恒
久的な対策を考えます場合にはこうい
つたような法人を十分に活用するよ
うなことを考へたらどうか。こういふ
うな公共組合的なものがルール地方に
ありまして、非常に成績を納めており
ますけれども、それに倣つて日本にも
適合したような組織を作りまして、鉄
害問題をできるだけ自治的に片附ける
という方向に持つて行く、それでそれ
を作る場合に必要であれば無論国から
援助しても差支えないであらうし、
し、關係者だけの經費で以て十分被害
の対策は講じられるということになり
ますので、将来そういうふうなものに
發展させる含みを以て事業団というも
のをここで作つていくわけでありま
す。勿論ほかの理由もございしますけ
れども、仮にこの法律が十年後におきま
して廃止になるような場合におきまし
ては、この事業団というものを単に解
散してしまふわけで、やはりそういう
ふうなものに發展的に解消させる。そ
こでまあ一つの新しいステップとし
て協同社会的な機構というものに近附

けるということもできるんじゃない
か。そういう考へ方を以てこの事業団
というものを作つていくわけでありま
す。
○吉田法晴君 この法律の中にドイツ
のように私法的な關係を貫いて行く
か、或いは国の責任というものを貫
いて行くか、これはあとで法制局にお尋
ねする問題かと思ひますが、今の中島
さんの御答弁では事業団を、これは
ルールですか、ゲゼルシャフトのよう
なものにするというか、協同組合とい
つたような言葉を使われたように思
つたのであります。そうすると鉄業権者
の責任で現状回復をする、そういう性
質のものとして事業団の性格を考へ
て、或いは十年たつた先において将来のこ
とを考へて、そういうものとして考へる
かのような御答弁があつたと思ひん
ですが、これは重大な問題だと思ひん
です。それからドイツ、イギリスの場合
に私法的な、純私法的な關係として取
扱われてゐる。ドイツの場合には民法
の原則論からして大体そうだと思ひ
ますが、イギリスの場合の家屋に対す
る、少額家屋ですか、家屋の場合の復
旧について国が半額補助する、こうい
う制度のごときはこれは純然たる私法
關係でもなからう、或いは私人に代つ
て國家管理や國營管理が行なわれて
いる。そういうことで私人に代つて國が
鉄業会社としての責任を果す。こうい
うに理解せられてゐるのか、或いはそ
うでないかわかりませんが、少額家
屋に対する半額補助というものは、これ
はイギリスの現在の住宅政策とも私は
関連して来ると思ひます。必ずしも純然私
法關係のみではないと思ひます。日
本の場合に炭鐵國營、それからあとで

臨時石炭鐵害復旧法案に出てくる考
え方というものは、今と違つて相当國家
的な要素或いはその當時では統制とい
うことがありましたけれども、もつと
公共性、國家の責任というものも私は
この中に入つてゐたと思ひます。そこで
この法案についても言われたように、私
法上の關係として鉄業法百九条による
鉄業権者の賠償の責任が中心になつて
臨時石炭鐵害復旧法案ができてゐるの
か、それとも特別鉄害の場合のよう
に、國がその主体と申しますか、責任
の中心になるような精神が基本的にな
つて作られてゐるのか、これは或いは
七十五条のあとの責任の問題に関連し
て参りますが、どういふように考へて
おられますか。
○政府委員(中島征帆君) イギリスの
小住宅の問題はこれは一つの例外であ
りますが、大体イギリスではすべて鉄
害問題は鉄業権者とそれから地上権者
との賃貸契約、或いはいわゆるリース
と言われているものの關係ですべて片
附けられてゐる。併し実際に小住宅の
賠償の責任を放棄してゐることがあり
まして、そのために相當の家屋が被害
を受けても直してもらえない、自分で
直す資金もないというケースが相當に
あつたと思ひます。それに対
する一つの社会政策的な労働党内閣の
方策としてやつてゐるわけでありませ
う。そしてやつてゐるわけでありませ
う。一般的にはすべてこれはまあドイツより
も一層徹底的に個人々々の契約の内容
によつて賠償をすべて片附けるとい
うことになつております。従つて國營
になりましてからのイギリスの石炭の
一部局は、從來鉄業権者とそれから地
上の権利者との間にどういふうな契

約が交わされておつたかというその契
約の整備に非常な手間を費やしてゐる
わけでありませう。それから今度の法律
の問題であります。これは日本の場
合におきましてやはり鉄業法の規定
を基本として鉄業権者と被害者との問
題では処理できないという趣旨で特別
立法もいたし、又それに対して相當國
の勸奨も出してゐるわけでありませ
う。併し基本はやはり私法的な關係で
あるといふところからスタートいたし
ております。ただそれを國家的な見地
から全般的に復旧させるという鉄業法
の原則を臨時的に裏返すような方策を
とり、それを推進するためにいろ／＼
な監督も補助もいたすわけでありま
す。従つてそういう意味におきまして
は單に私法的な關係をこころで或る程度
修正はいたしてあります。どちらにウ
エイトをおかれてゐるかといふことは
甚だむづかしい問題で、どうとも申上
げにくいのでありますけれども、初め
のスタートはもう鉄業権者と被害者
との間の問題から出て、それに対してそ
れを処理するために國が相當出て参り
まして援助をする、こういふうな原
則でこの法律案が作られております。
○吉田法晴君 そうするとこの法律の
場合には鉄業法百九条によつて鉄業権
者が賠償の責任を負ふ。或いは又この
金額の多額にならない場合は現状回復
の請求ができる、こういふ百九条の一
何と申しますか、条件はついてゐるけ
れども、鉄業権者の責任が中心になつ
てゐる、こういう御説明のようであ
ります。そこで問題になりますのは、例
えば七十五条によつて復旧をした後の
責任、それを誰が負うか、衆議院の修
正案によつて特別の場合には國が助成

この点につきまして少し審議のときにおいて問題となつた点を多少思い出し、ました点を申し上げますと、吉田さんの言われるようにもつとはつきりするためには、当該鉅害にかかわる損害賠償金は消滅する、こうやればつきりする、こう思うのであります。その場合、合にその限度において、例えば特別鉅害のごとくにするかということとはこれ

は立法論になるわけであります。損害賠償の義務の、もう少しはつきり言え全部が消滅するとすればこれははつきりする。ところがそういたしますと、これはまあ法令の技術上の問題でございまして、その損害賠償義務というのは新しい飲薬法の損害賠償義務もあるし、旧飲薬法のものも誤りなくちやいけないうことで、まあそこは多少条文上煩わしくなるといふことが一つ、もう一つはこういう問題があるかと思ひます。と言ひますのは、損害賠償の義務が消滅するといふふうに考へると、例えばここに年々賠償をしていく土地につきまして、年々賠償義務のうち未だ未履行のものがあるとする、過去において賠償すべきもの、年々賠償すべきものであつて未履行のものがある場合に、それまでなくなつてしまふのじやないかといふやうなことが審議の際において議論になりました。この際においては飲害がその時点において消滅するといふことをはつきりしたほうがいいのじやないか、こういうことで御了承願ひと思ひます。もう一つ今の飲害の問題に關連しまして、結局問題は効用回復の認定如何、或いは効用回復がされない場合、差額をどう算定するかといふ問題、従つてそれが衆議院で修正された七十八条と關連して一つの問題になるのじやないか。例えば効用回復といひましても、日本のごとく或いは常時毎年台風の通路に當つていふやうな所につきましては、その台風によつて出水があり冠水を受けるということはもう常時予想されるというやうな場合には、無論効用回復の点で少し問題になる点があるのじやないか、こ

うことも言えるのじやないか、こゝろ思ひます。
○吉田法曹君 西村さんとの議論はやめます。胎児の相続能力といふたやうな問題、これは失跡の場合と同じことだと思ひますが、これは胎児が腹の中に入つておるという事実に基づいて、生まれてはおらんけれども相続問題について胎児を法律関係の中に入れたほうがいいかどうか、こういう観点から八百八十六条といふものが出ておるのであつて、今お尋ねしておるのは、先ほど炭政局長が答弁せられましたように、七十八条による洪水等不測の天災に際し云々といふことで問題が起るが、そのときのあれはそれは飲害の被害だ、飲害に基づく損害だといふことを認められた。そういう事実をそれをお法上否定することができかねるか、許されるか、こういう議論をしておるわけでありま。そこで西村さんこれはまあ法制局として政府の作つた法律は飽くまで正しいのだ、どんなことをやつておられてもとにかく正しいのだ、こういう政府の弁護士の立場でおいでになりますので、奥野法制局長においでを願つたわけでありま。が、結論のほうから、今中島さんの答弁では結論が先に出てしまつたのですけれども、一つその点について御意見を承りたい。
もう一遍奥野さんのために繰返して御説明をして質疑をいたしますが、飲害が起つておりますのを効用を回復いたします。で、その効用の回復というのは五尺下つておるのをもう一度五尺上げるというのでなくて、田圃であるならば田圃が作れるようになる、これは一応七俵できておつたものは七俵で

ざるようにするのが効用回復だ。七俵を五俵でいいといふことではない、七俵できておつた田圃が七俵できるやうにするために、五尺下つておるものを三尺上げることもありましよう。或いは堤防なり或いは畦その他を造つて、ポンプ排水によつて昔と違つた形ではあるけれども、小さい田圃をたくさん作つて耕作をするといふこともございませう。それで七俵できるやうになればそれでよろしい、こういう建前なんです。そこで一番問題になりますのは、そういうポンプ・アップの施設をやつて、田圃ができるやうにする。こういう状態にしておいた場合に、水が出る、その水も、これは昨日お話が出ましたけれども、その田圃だけであつて、周囲の排水関係等もございませう。そこで七十八条に書いてあるやうな、或いは今西村局長が言われるやうな大暴風雨があつて冠水をするといふだけでなくて、少し余計に出るとこれは冠水をするといふやうなことは、その原因からも出て参ります。そうしてそれが中島さんの言われるやうに稲がでなかつた。それは本質はやはり飲害から来ておる損害だ、被害だといふ場合が考えられると思ひます。これは特別飲害のその後の実態からしてもさうであります。これは特別飲害に比べて法文の建前はつきりしておりませんから、そういう場合が余計予想される。或いは今後予算が減つて参りますといふと、そういう危険性は更に多くなるのではないかと思ひます。が、そういう場合に飲害も七十五條で飲害がないものとみなすといふふに、こういう事実関係を否定するこ

とができるかどうかという点を質問申上げて参つたのであります。
それから途中で恐れ入りますが、やつと連記をとめて下さい。
○委員長(竹中七郎君) 連記をとめて。
〔連記中止〕
○委員長(竹中七郎君) 連記を始めます。
○法制局長(奥野健一君) お答えいたします。この七十五條は飲害が消滅したものとみなすといふ趣旨であります。先ほど西村局長が言われましたように、飲害による損害賠償請求権が消滅したものとみなすといふ趣旨と考へます。まあ法律を以てすれば事實をなにもものといふやうに擬制をするといふことも必ずしもやらないことではないと思ひますが、それは當、不當の問題で、合理性があれば事實といふことも法律を以てすればできやうと思ひます。そうしてこういうふうな打ち切り……、恐らくこれは労働災害補償法とか或いは労働基準法等の打ち切り補償といふたやうなものと大体同じやうな趣旨のものではないか。結局いろいろ趣旨も、なお足らざるところは損害も払い、それからなお損害があれば申出るといふふうないろいろ手を尽して、大体合理的な手を尽してしまつた場合に、もうそこで損害賠償権は消滅したものとみなすといふやうにやることはまあいろいろの例もあります。例えば法人とか会社の清算のやうな場合には、或る一定の時期で打ち切らなければならぬ場合もあります。同じやうに、或いは又相続の關係でも同じやうな問題がありますが、いろいろ催告を

しても言つて来ないといふやうな場合に、債権を打ち切つたり何かする場合がある。或いは又先ほど言つたやうに打ち切り補償という制度も合理性がある範圍において認めて然るべきではないかと思ひます。そういう意味でこの七十五條は恐らくここで一応損害賠償権といふものはこれによつて打ち切られるといふ趣旨かと考へます。そうなるとお尋ねのやうに衆議院で修正されました七十八條でありますか、尤もこれは必ずしもその飲害によつてさういふやうになつたのであるかどうかといふことまでは七十八條では明確ではないやうに思ひますが、すでに一応損害賠償権がないといふ建前をとつた以上は、七十八條として仮に因果關係があるものであつたと仮定いたしまして、損害賠償といふやうな形ではない、特別の助成といふたやうなことで、而も國が補償金のようなものを出すといふことで、その間の、まあ若しそういう漏れたものがあればこれを助けて行こうといふたやうな趣旨の規定であるかと考へますが、でありますから結局損害賠償のないものと一応みなすといふ、言い換えれば損害の消滅したものを擬制するやうなことが正當であるかどうかといふやうな問題に歸着すると思ひますが、その建前では一応損害賠償がなくなつて、ただ特別の場合に補助を与へることがあるといふ、この建前といたしましては、法律上は矛盾はないといふやうに考へます。
それからその損害賠償の打ち切りといふことは、今言ひましたやうに、相當の手を尽した後に於いてはさういふものを打ち切るといふことも、憲法その他

被害者から国に対して請求権がないのではないかと思ひます。

○吉田法曹君 そうすると前に戻りまして、当否の問題になりますけれども、これは修正案議院でなされまして、たけれども、政府がこれからこの法律を施行して行くわけですが、中島炭政局長の先ほどの御説明によると、被害の被害である、或いは被害に基く負うのだ、こういう説明をしておられるけれども、併し今のような法文の建前から言へば、それは損害賠償の請求の対象にならん、国がくれる涙金でも少くともそれは泣き入りしなければならん、こういうことになると思はれ七十五條或いは七十八條を加えたとしてもそれは妥当であると思へたと思ひます、奥野法制局長如何ですか。

○法制局長(奥野健一君) これはむしろ法制の問題じやなくて、立法政策の問題でありますから。

○西田隆男君 今の吉田君の質問に関連して伺いたいのですが、吉田君のいろいろ議論せられておる七十五條、七十八條の關係は余りはつきりしてない。

從つて中島さんにお伺ひしたいのは、あなたは吉田君の質問に対して被害が残つておるといふに答弁をされておる。私はそういう答弁から考えると、七十八條の本當の意味は、条文は衆議院で修正されて来たのですが、「国は、農地が、その復旧工事の完了後において、この書いてあるのです、本當の意味は、国は農地が効用回復の限度の復旧工事の完了の後において、というふうな意味合にとるようになつ

もりで、こういう条文が書かれておるのか、そういう意味で書かれてなければ、中島さんの言われる被害は残つておる、だから被害はやはり補償する気が持て見舞金を出すのだ、助成金を出すのだ、こういうことは成り立たんと思ひますが、その点は、どういふように解釈されておるのか。

○政府委員(中島征帆君) 被害は法律的に七十五條によつて消滅しておりますが、この消滅をさせる政策論といひましては、法律關係をできるだけ早く解決するといふ趣旨で、どこで線を引かなければならんために、こういうふうな制度をつたわけでありまして、そこではつきり法律關係は終末を告げておられますけれども、なお實際問題として土地の上げ方が少いために、不時の災害の場合において、やはり從來被害地であつたために、ほかの土地に比べて多い損害を受けるという場合において、これを全然無視しないといふ、今度は別の見地から、こういうふうな七十八條が入つて来たわけでありまして、從つて法律的に言つては、損害補償ではない、ただ實際上はそこで片附けられておる損害といふものが、やはりそこに関連した損害が出て来た場合に、或る程度国がこれに対して助成をするといふわけでありまして、法律上は一応両方の矛盾はないと思ひます。

○西田隆男君 法律上の矛盾があるかないかといふことを聞いておるのじやなくて、七十八條の置かれた条文の实体は、どういふことを基礎にして書かれておるかといふことを聞いておる。あなたが吉田君に言つておりましたが、調査報告の中に、原状回復は望ましい

のだ、が併し、実情から原状回復は困難な場合は、効用回復の限度において農地の復旧工事をされるのだ、從つて吉田君が言つておつたように、ちよつと水が余計出た、それでも被害を受けるといふような被害程度は、これは打ち切り金額のうちには當然含まれると思ひます。それからその懸念はないと思ひます。從つてここに書いてあるような特別な場合は、被害が原因になつておつた土地の被害が余計に被害を受けることが考えられる、その場合に対処する条文がここに書いてあると思ひます。從つてこの条文をこの条文のまま解釈すると、奥野さんの言われたように非常に弱い。それでは臨時被害のこの法律案の中に書く条文にはふさわしくない。從つてこの条文の置かれた意味合といふものは、非常に重大な要素になつて来る。

そこで中島さんは吉田君の質問に対して、被害が残つておるのだ、實際問題として残つておるのだといふ答弁をされておる。そこでこれはこの条文をつくられる前から當然考えなければならんことは、効用回復の限度で農地の復旧をした場合においては、特別の事態があつた場合は必ず災害をこうむるということは予見される。從つて七十五條で被害は消滅したものとみなしてあつても、ここでは効用回復の限度の復旧だつた場合の特別な場合における大きな被害をこうむつた場合は、当然国がこれを何とか便法をどうやらねばならんといふ考え方がこの七十八條ではないのか。そうであれば、まだ後段に問題があるのですが、そうであれば後段の農林大臣の定める金額の範囲内において特別の助成を行うことが出来る。』といふような弱い表現では意

味をなさなくなつて来る。こういう意味で私尋ねておるのですから、そうであるかないかといふことを答えてもらへばいいのです。

○政府委員(中島征帆君) その点は精神的にはお話のような趣旨でありまして、

○西田隆男君 そこで今度奥野さんに私聞きたいのですが、今中島さんと質疑応答したように、七十八條の条文を、中島さんの言われるようなことであると、「国は、農地が、その効用回復の限度の復旧工事の完了後において、この書いてある文字句を前段に使うことが立法技術上可能かどうか、これを一つ伺ひたい。これと七十五條との矛盾がありはせんか」といふ問題も併せて承りたい。

○法制局長(奥野健一君) 七十五條におきまして、復旧云々或いは復旧及び損害賠償両方の限度において賠償の義務を免れるといふふうに書くことは法律上は勿論可能であると思ひます。その書けば、それ以外の部分についての損害は必ずしも消滅しない。他の時効とかいろいろなことで消滅することはあるかも知れませんが、残るといふふうに、この限度において賠償の義務を免れるといふふうに書けば、それ以外の部分は残るといふふうになります。その部分は一体賠償の義務が誰にあるのかといふこともよく考えなければ、そうなることと事業団にあるのか或いは鉱業権者にあるのかといふような問題、その他の点もよく考慮を要する第二の問題が出て来るのじやないかと思ひます。

○西田隆男君 今お尋ねしていただきますが、七十五條の条文を今のように変え

るというのではなくて、七十五條の条文をこのままでおいて、七十八條に鉱害は一応七十五條で消滅をしてしまつておるけれども、この消滅したやつは効用回復の限度で消滅したのだ、從つて鉱業権者或いは事業団には七十五條によつて被害の消滅したといふことにしておいて、特別な場合だから、その特別の場合被害の起るのは効用回復の限度の農地の復旧工事をしたやつだけ、從つてこれは国が責任を持つのだ、農林大臣の定める云々といふのと結びつけて考えると、こういう表現をした七十五條との間に矛盾が起るのか、七十五條ではそういう表現をしておつても七十八條でこういう表現をして差支えないのか、立法技術上の問題としてどうかといふことを聞いておる。七十五條の条文を変えろといふ意味じやありません。

○法制局長(奥野健一君) それは七十八條に國家が、本當に不完全なため、そうした損害を補償するといふ義務付けられるような規定を設けることは可能であると思ひます。

○西田隆男君 中島さんにお尋ねしますが、今の七十八條の条文の問題ですが、實際問題としては効用回復の限度において復旧された場合においてのみ七十八條は適用されることになる。後段の「農林大臣の定める金額の範囲内において特別の助成を行うことが出来る。」といふこの文句を、もう少しはつきり国で負担をするといふような意味合に表現をして七十八條の条文を作つておくことは、中島炭政局長のお考えになつておることが最もスムーズに行われる方法ではないかと思ひますが、どうお考えになりますか。

○西田隆男君 今お尋ねしていただきますが、七十五條の条文を今のように変え

○政府委員(中島征帆君) 我々としてはそういうふうにはつきり出たほうがやり易くなります。

○西田隆男君 農林省の管理部長ですが見えておるようですが、農林省のほうは今七十八条の条文の問題についてどういうふうにお考えになりますか。

○説明員(谷垣重一君) 農林省のほうとしては、工事のやり方をいたします場合に、通常の工事における例えはそこで三十年來降っている量その他をどう見るかという技術的な検討をいたすわけでありまして、それに対応する対策を立てる。露土の場合も同様なわけでありまして、現在の技術の考えられることを前提といたしまして、工事の実施計画に対してそれが行われておるかどうかという認可をいたしてやつて参るわけでありまして、ここで騙つておられますように、不測の、予知しないというように起きて来ることは、これも又絶対にないといふことは言えないわけでありまして、従いまして、そのような場合にどういふようなやり方をとるか、これは立法論になるかと思いますが、若しも国がその必要な見舞金と申しますか、そういう金を渡すというために必要であるとするならば、七十八条の書き方はつきり書いてあることのほうが、そういう金額を出すに易い、こういうことは言えると思ひます。

○吉田法晴君 七十八条の表現の問題、衆議院修正案のような、この書き方では七十五条との関係で特別の助成が見舞金的なものであり、中島局長の言われる国が助成金を支出するような条文にはならないと、さういふ結論

論が出ましたので、この点私了承いたしました。国は七十八条で「国は」と書いてある。国は特別の助成を行うことができる」と書いてありますが、その国は何かの表現を以てするならば通産大臣とか、それとも事業団とか、その辺はつきりいたしません。が、実際の特別の助成をするときも、少し具体的な案をお述べ願ひたい。

○政府委員(中島征帆君) これは、実はまだどういふふうな過程でやるかというふうなことは十分相談をしておりませんが、従つて予算も農林省の予算になるのか、或いは通産省の予算になるのか、出す場合にはどちらが出すのか、という点がつきりいたしておりました。ただ請求は勿論はかの予算と同じように通産省でまとめて事実上の請求をいたしますが、形式的にどこにつきましかは別といたしまして、それで出すときにはやはり農林大臣が金額を定めるので、農林省のほうから出すのが適当ではないかと思ひますけれども、併し通産大臣のほうから出してもよろしいし、又場合によつては事業団に委託してもよろしい。その点はもう少し部内で打合をいたしまして、実はまだそこまでは行つておりません。

○吉田法晴君 助成金がどういふ性格であるかということも法文上は明らかでございませぬ。被害が残るとして、その残された被害については国が全責任を負うのだという趣旨だけは炭政局長に伺つたのでありますが、そうすると条文の書き方も問題になります。が、実際に今のようなことが相手にな

らばとにかく、被害の性質をもつており、さうして国がその責任を負うのだということになりまますならば、これは被害者のほうからいいますならば、それを請求する手続或いは途というものが残されなければならぬと思ひます。さうすると具体的な手続をし得るためにもつと明らかにしておらなければ、中島さんの意図というのの、実際にこれは実現いたしません。或いは軌道に乗りません。それらの点についてどういふつもりでありますか、或いはそれらの問題を政令に書かれるというのか、或いは具体的措置について一つお述べ願ひたいと思ひます。

○政府委員(中島征帆君) 形式的には実際の出し方につきましては、農林省令と通産省令の共同省令によつてきめたいと思ひますが、予算のとり方の問題でございませぬけれども、こういうふうな不測の災害というものが果してどの程度であるか、又起きた場合にはどの程度の助成金が必要であるかというところは非常に算定しにくい問題でありまして、一応の想定をして予算を組むことはできませんけれども、これは要らない場合は非常に結構であります。不足する場合もあるかと思ひます。不足するためにはその範囲内でこれを押さえてしまふというところは性質上やはり適當ではありませぬので、やはりその場合にももう少し予算をふやさなければならぬといふことになりまますので、非常にとり方がむずかしいわけでありまして、大蔵事務当局のほうと一応話し合ひをいたしましたときには、やはりさういふふうな、非常に不確定な予算でありまますので、結局予備金から出すといふことになるだらうと申しております。

一応我々の立場としては、仮に水害があつた場合には過去の実績から見ましてこの程度であるだらう、その場合に損害はこのくらいになるだらうといふふうな見当をつけまして要求いたしますけれども、最後のそれがどういふふうな形で予算面に織込まれて来るかという点につきましては、実はまだ大蔵省の十分な話し合ひをいたしておりませんのでまだ確信がないのであります。

○政府委員(中島征帆君) さういふ点はほかのことと併せまして法律の確定以後速かに関係者のほうと打合せいたしまして、省令なり何なりで十分はつきりさせたいと思ひます。

○吉田法晴君 それではそのつきりする仕方を、例えば農林省令、通産省令といふものの中にはつきりして行きたいという御意図ですね。

○政府委員(中島征帆君) さうでございます。

○吉田法晴君 なおもう一つ。これは先ほど西田さんが質疑して明らかにされたところでありまして、七十五条、それから七十八条、このままでは、先ほど奥野法制局長がいわれるような解釈で行きますと、炭政局長のいわれるような意図を法上に現わすとするならば、七十八条をもう少し表現の上において修正しなければならぬ、こういう場合に炭政局長お思ひになりませぬか。

○政府委員(中島征帆君) これは政府側といたしましてはさういふふうな修正をしてはつきり義務づけるといふことは、やはり部内で大蔵省と十分打合せをして了解をつけてからでなければ出せないものでございませぬので、我々通産、農林省としてはできるだけ法律でさういふことをはつきりさせたいという希望は持っています。国会の修正の場合にどういふような手続になるかわかりませんが、我々の希望としてはできるだけさういふようにしたいと思つております。

○吉田法晴君 それでその点は明らかになりましたが、農林省側といたしましても農林大臣の定める範囲内といふことでありますので、その農林大臣の定める金額はこれは農林省令ということになると思ひます。

○説明員(谷垣重一君) この条文は実は衆議院で修正といひますか附加えられました修正の条文なんでありまして、まだ農林省部内といたしましても十分な研究を遂げておりませぬ。ただ

第十一部 通産産業委員会會議第六十二号 昭和二十七年七月九日

律でさういふことをはつきりさせたいという希望は持っています。国会の修正の場合にどういふような手続になるかわかりませんが、我々の希望としてはできるだけさういふようにしたいと思つております。

○吉田法晴君 それでその点は明らかになりましたが、農林省側といたしましても農林大臣の定める範囲内といふことでありますので、その農林大臣の定める金額はこれは農林省令ということになると思ひます。

○説明員(谷垣重一君) この条文は実は衆議院で修正といひますか附加えられました修正の条文なんでありまして、まだ農林省部内といたしましても十分な研究を遂げておりませぬ。ただ

第十一部 通産産業委員会會議第六十二号 昭和二十七年七月九日

第十一部 通産産業委員会會議第六十二号 昭和二十七年七月九日

第十一部 通産産業委員会會議第六十二号 昭和二十七年七月九日

第十一部 通産産業委員会會議第六十二号 昭和二十七年七月九日

第十一部 通産産業委員会會議第六十二号 昭和二十七年七月九日

第十一部 通産産業委員会會議第六十二号 昭和二十七年七月九日

第十一部 通産産業委員会會議第六十二号 昭和二十七年七月九日

第十一部 通産産業委員会會議第六十二号 昭和二十七年七月九日

第十一部 通産産業委員会會議第六十二号 昭和二十七年七月九日

第十一部 通産産業委員会會議第六十二号 昭和二十七年七月九日

第十一部 通産産業委員会會議第六十二号 昭和二十七年七月九日

第十一部 通産産業委員会會議第六十二号 昭和二十七年七月九日

第十一部 通産産業委員会會議第六十二号 昭和二十七年七月九日

第十一部 通産産業委員会會議第六十二号 昭和二十七年七月九日

第十一部 通産産業委員会會議第六十二号 昭和二十七年七月九日

第十一部 通産産業委員会會議第六十二号 昭和二十七年七月九日

第十一部 通産産業委員会會議第六十二号 昭和二十七年七月九日

第十一部 通産産業委員会會議第六十二号 昭和二十七年七月九日

第十一部 通産産業委員会會議第六十二号 昭和二十七年七月九日

第十一部 通産産業委員会會議第六十二号 昭和二十七年七月九日

事の道理上どういふ態度で金額をきめるかということになりますれば、普通の何ら飢害を受けなかつたそれと同等に近い地形を持ち、その他の条件が同じ農地と、そうしてここに問題になつておる飢害を受けて復旧工事をするに比較考慮いたしましたあとの農地といふものゝ間に差があるというやうな場合がその間に差があるというやうな場合と、その差を大體の用途としてやつて行くといふことは、これは事の道理上、筋道の上からいつてそういうことにならうと思ひます。ただこういう場合に非常に問題になりますのは恐らくここに謳つておりますやうに「こゝ水等の不測の天災」であります。でこれは恐らくこゝういふ場合には工事を完了いたしましたやうな農地のみがそういう天災を受けるのではなくて、一般的にその地方一帯が恐らく天災を受けておる場合が多からうと思ひます。従ひましていわゆる天然災害と人工による災害といふものが競合している状態が大多数の場合であらうかと思ひます。その際にそれがどの程度両方の間に差があつたかどうかといふやうな認定は、これは非常に困難であります。従ひまして初め申上げましたやうなその差を考えるのが一応筋道とは申しませんが、その差たるものが實際問題として非常にはや付た形にならざるを得ないだらうと、ものの考え方としてはそういう考え方で行かざるを得ないだらうと思ひます。

それから「特別の助成」云々のお話がありましたが、これを見舞金と見るか、それとも今言つた形で見るかというところとは疑問がありますけれども、従来豊

地關係で災害を受けました場合においては、見舞金というようなものを国がそういうものに對して出すという形は非常に珍らしい例でありまして私たち今まで余り例を見ておりません。従ひましてこれは政府部内でこういうような金が認められるかどうかということについては、恐らく非常に困難な問題がありまして、十分相談をいたさなければならぬ点だろふと思ひます。

つたのですが、この七十八条の条文を解釈するには二つの場合が考えられると思います。条文に表現してあるように非常に大きな災害があつた場合が一つ、それからもう一つの場合は中島君が答へられたように、実際の飢饉が残つているという考え方から行けば、ほかの一般の農地には極めて僅少

な被害であつても、効用回復限度においてしか復旧されない農地においては、相当多大な被害を受ける場合が想像される。そういう場合の三つを考へてこの条文を解釈して特別な見舞金金給を払つてもらわなければならないと思ひます。非常に大きい災害だけを想定されていますのでありますが、飢害が残つていふことであれば大きな災害

害だけになしに、ちよつとした五俵とれる所でポンプ排水をしようとしても河川が氾濫してできない、そのために植付苗は枯れてしまつたというような場合も、これはやはり災害の一つに数え得べきものと私は思います。そういう観点から考えても、らわなないとこの条文の趣旨が徹底しないと思います。

○説明員(谷垣專一君) それは運用の問題になろうかと思いますが、これは

七十五条でも謳つてありますように、
 献害と申しますか、効用回復限度と申
 しますか、効用回復の限度で復旧工事
 の或る一定を認定いたしまして、その
 あと予想されるものは大体においてそ
 れにふさわしい補償金を与えているわ
 けであります。その上にこういう災害
 が起きて来るということになりますか
 ら、工事が行われていて、その差がす
 ぐさまにこれによる見舞金と申します

か可いには十八家でないでおります。金額にそのまますぐなるとは考えられな
い。従いまして、運用の場合の問題に
なるかと思ひますけれども、些少な問
題に関しましては、多くの場合大体従
来賄われているものであらうと想像い
たします。併し、これは実際の場合の
問題として、運用の場合を考えて行
べき問題であらうと思ひます。

○西田隆男君 勿論運用の場合に考えなければならぬ問題でしようが、些少の場合、仮に五俵できておつた、できることを建前にして効用限度を回復した、併し農地の関係からちよつとした出水があつて被害を受けるというような場合は、打切り補償の中に加味されて当然補償が行われる。併し法上の想定されたもののはかに、農地は大

た被害はなかつたけれども、五俵が三俵或いは二俵しかとれなかつたという
ような程度の被害は常時受けるものと
は考えられないが、ただ農地には変化
がなくとも、勢用回復の限度如何によ
つては受けることが考えられる。そう
いう場合も特別の助成金というものを
一応考えてもらわないと、農民のほう

では恐らくそういう点が非常に心配になるから、今騒いでおるだろうと思ひ

ますが、運用の面ではありますけれど、そういう点を十分含んで七十八冬を解釈し運用してもらうように十分働き替えなければならぬと私はそう思いますが、農林省としてはそれに対してどういう御意見をお持ちですか。

○説明員(谷垣第一君) そのお金を支払う所がどこになるかという点につきます。先ほど通産当局のほうからお答えがありましたように、まだ十

す。この条文中書いてありますのは、農林大臣がそういうような被害その他を算定いたして、それに対してどういうようなことになりますか、米価にかけるか、何をかけるか知りませんが金額をきめるわけであります。でこの条文中、農林大臣が、今言われておりますのは、そういうような判定と金額を

きめて行くことだけが、農林大臣の権限になつております。で、そのあたるところは、金額の範囲内における見舞金と申しますか、そういうものがどういう形で支払われて行くか、或いはこれは政府部内の問題ではありますから、どういうところからそれが運用されて行くかというところは、これは今こゝでは決定いたしておらない

ので、政府部内でこれは考えなければならぬ。農林省といたしましては、
差ういうような判定の場合に農民の十
分なる意思を反映してきめて行くとい
うことは、これは当然そうしなければ
ならないと思います。

○西田慶男君 具体的な問題としては
いろいろ複雑困難だろうと思うので

す。この条文に今表現いたしているような大水害或いは大被害というよう

ときは、殊に農作物が殆んどとれないという場合が予想される。そういう場合は、一般耕地であろうと効用回復限度に復旧した耕地であろうと、今までは政府の一定金額でやつておつた程度でありまじよう。この条文による災害の場合には、全収穫量を補償して元通り復旧する金をやらなければならん、そういうように解釈するのですが、一般農地の回復の金が仮に一反歩十萬円か

かる。年月回復の限度でやめた場合は十五万円円かかるとする場合に、十五万円だけやるという考え方ですか、十五万円やるという考え方ですか。

○説明員(谷垣 專一君) 今御指摘になるような場合は、これは非常に大きな災害の場合であらうかと思ひます。これはそういう場合に、例えばポンプ座が流れたとか或いは排水路が決壊する

とか、こういうたような通常の災害といわゆる天然の災害の場合におきましては、それに対して国が復旧工事のために通常の土地改良よりも若干高率の補助をいたしておりますが、併しその全部を国が持つという形にはなっておりません。この七十八条のケースの場合におきましては、通常の恐らく災害

復旧の原則が当てはめられておつて、その通常の災害復旧の原則以外の損害があつた場合において、この見舞金が出るのではなからうかと考えております。

○委員長(竹中七郎君) 時間も遅くなりましたので今から二時まで休憩いたしますと思いますが、御異議ございませんか。

せんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（竹中七郎君） それでは二時
まで休憩いたします。

午後一時十八分休憩

午後三時五十分開会

○委員長（竹中七郎君） それでは休憩
前に引続きまして会議を開きます。こ
れより懇談会に移りたいと思います。

午後三時五十一分懇談会に入る

午後四時三十五分懇談会終る

○委員長（竹中七郎君） それでは速記
を始めて下さい。本日はこれにて散会
いたします。

午後四時三十六分散会

昭和二十七年十月三日印刷

昭和二十七年十月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局